

甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市及び甲府市上下水道局が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に主任技術者又は監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める制度（以下「余裕期間制度」という。）実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 工期の始期から工事開始日（着工日）の前日までの期間をいう。
- (2) 工期 工事を実施するために要する準備及び後片付けの期間を含めた始期から終期までの期間をいう。
- (3) 工期の始期 契約締結日の翌日（土日、祝日、休日にあたる場合は、その直後の平日）をいう。
- (4) 実工期 準備期間と後片付け期間を含む、工事開始日から工期末までの期間をいう。
- (5) 工事開始日 工事現場への技術者等の配置を開始する日をいう。
- (6) 実工事期間 フレックス方式の場合の実際の工事期間であり、実工期と余裕期間の残りを含めた、工事開始日から工期の終期までの期間をいう。
- (7) 発注者指定方式 発注者が余裕期間及び実工期の始期（工事開始日）を設定する方式をいう。
- (8) フレックス方式 発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が工期の始期から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で工事開始日を設定する方式をいう。

(余裕期間制度の対象工事)

第3 発注者が、次に掲げる事項及びその他の事情を総合的に判断し、余裕期間制度の対象工事を選定できるものとする。

- (1) 余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより繰越が生じない工事であること。
- (3) 緊急度の観点から支障がない工事であること。
- (4) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

(発注者による余裕期間の設定等)

第4 余裕期間の始期は、工事開始日の設定に関する方式の別にかかわらず、工期の始期とする。

- 2 発注者は、発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、あらかじめ余裕期間及び工事開始日を設定するものとする。この場合において、発注者は、余裕期間の終期の日を工期の始期の日から起算して60日以内の日とするとともに、工事開始日を当該余裕期間の終期の日の翌日としなければならない。
- 3 発注者は、フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、あらかじめ、余裕期間の終期とすることができる期限の日を設定するものとする。この場合において、発注者は、当該余裕期間の終期とすることができる期限の日を工期の始期の日から起算して60日以内の日としなければならない。

(入札公告等への記載事項)

第5 余裕期間制度を適用する工事に係る入札公告及び特記仕様書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 余裕期間制度を適用する工事であること及び工事開始日の設定に関する方式の別

- (2) 当該入札公告が発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事に係るものである場合は、発注者が設定した工事開始日
- (3) 当該入札公告がフレックス方式による余裕期間制度を適用する工事に係るものである場合は、次のア及びイに掲げる事項
 - ア 受注者が工期の始期から余裕期間の終期とすることができる期限の日の翌日までのいずれかの日を工事開始日として設定することができること。
 - イ 工期の始期から受注者が設定した工事開始日の前日までの期間が余裕期間となること。
- (4) 余裕期間内は、工事現場への技術者等の配置を要しないこと。
- (5) 余裕期間内は、第8第2項に規定する行為をすることができないこと。
- (6) 工事に係る入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合に係る次のア及びイに掲げる事項
 - ア 契約を締結する日が余裕期間の終期の日（フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事にあつては、余裕期間の終期とすることができる期限の日。以下この号及び第7において同じ。）以前の日となるときは、当該余裕期間の終期の日は、これを変更しないこと。
 - イ 契約を締結する日が余裕期間の終期の日の翌日以降の日となるときは、余裕期間制度を適用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める事項

(受注者による工事開始日の設定等)

第6 フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事の受注者（以下この第6において「受注者」という。）は、工期の始期から余裕期間の終期とすることができる期限の日の翌日までのいずれかの日を工事開始日として設定することができる。

2 受注者は、前項の規定により工事開始日を設定したときは、同項の工事に係る契約を締結する日に、その旨及び当該工事開始日を発注者に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出は、工事開始日設定通知書（別記様式）により行うものとする。
- 4 受注者が第2項の規定による届出をしなかったときは、受注者は、工期の始期を工事開始日として設定したものとみなす。
- 5 受注者は、第2項の規定による届出をした場合に限り、工期の始期から余裕期間の終期とすることができる期限の日の翌日までの期間の範囲内において工事開始日を変更することができる。ただし、受注者が第8第2項に規定する行為を行ったときは、この限りでない。
- 6 受注者は、前項の規定により工事開始日を変更しようとするときは、第2項の規定により届け出た工事開始日の7日前までに、発注者と協議しなければならない。

（落札者の決定を保留した場合の効果）

- 第7 工事に係る入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が余裕期間の終期の日以前の日となるときは、当該余裕期間の終期の日は、これを変更しない。
- 2 工事に係る入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合において、契約を締結する日が余裕期間の終期の日翌日以降の日となるときは、当該工事には、余裕期間制度を適用しない。

（余裕期間における工事現場の管理等）

- 第8 余裕期間における工事現場の管理は、発注者が行うものとする。
- 2 受注者は、余裕期間内は、工事現場への資材の搬入、現場事務所の設置、測量、現場の確認その他の工事を実施するための準備行為を行うことができない。ただし、受注者が当該準備行為を行うための資材又は労働者の確保に関する契約を締結することについては、この限りでない。

（技術者等の取扱い）

- 第9 受注者は、余裕期間内は、工事現場に技術者等を配置することを要しな

い。

(経費の負担)

第10 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

(前払金の取扱い)

第11 前払金は、契約締結後に請求することができる。

(契約の保証)

第12 契約保証の取扱いは、工期の始期から工期末を含む保証期間とする。

(議会の承認を必要とする工事)

第13 余裕期間制度を適用する工事が議会の承認を必要とするものであるときは、第2中「契約締結日の翌日」とあるのは、「議会議決日の翌日」と読み替えるものとする。

(その他)

第14 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

(施行日)

この要領は、令和2年12月2日から施行する。

令和8年4月1日改正

別記様式

工事開始日設定通知書

(フレックス方式による余裕期間制度適用工事)

年 月 日

契約担当者 様

請負者 住所
商号又は名称
代表者

印

次のとおり工事開始日を定めましたので通知します。

入 札 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 開 始 日	年 月 日

※契約を締結する日に提出すること。